

4

令和3年第2回
多治見市議会臨時会
議案説明資料

令和3年5月10日

目次

報第8号	専決処分の報告について	1
報第9号	専決処分の報告について	1
報第10号	専決処分の報告について	1
報第11号	専決処分の報告について	2
報第12号	専決処分の報告について	2
報第13号	専決処分の報告について	2
承第2号	専決処分の承認を求めるについて	2
承第3号	専決処分の承認を求めるについて	3
承第4号	専決処分の承認を求めるについて	
1	令和3年度会計別補正予算表	5
2	令和3年度一般会計予算（補正第2号）の主要内容	6
3	【参考】新型コロナウイルス感染症対応に係る予算措置の状況	7
4	財政判断指数の見込み	8
議第50号	令和3年度多治見市一般会計補正予算（第3号）	
1	令和3年度会計別補正予算表	10
2	令和3年度一般会計予算（補正第3号）の主要内容	11
3	令和3年度一般会計税等内訳一覧表	12
4	【参考】新型コロナウイルス感染症対応に係る予算措置の状況	13
5	財政判断指数の見込み	14
議第51号	訴えの提起について	15

報第8号 専決処分の報告について

令和元年6月27日議第89号をもって議決を経た小泉小学校建設工事建築工事に係る岐建・吉川・加藤特定建設工事共同企業体との工事請負契約の一部について、令和3年2月26日、次のように変更した。

変更点

- 1 契約金額 [変更後] 一金 2,374,557,900円 (9,557,900円増)
[変更前] 一金 2,365,000,000円

- 2 主な変更理由

施工に当たり、次のとおり材料の仕様変更、仮設工事の追加及び工数の増加があったため。

- (1) 地産材への変更

タイル：約200万円 木材(床)：約150万円 木材(家具)：約200万円

- (2) 土留め工事の追加

体育館棟の湧水対策：約150万円

- (3) 工数の増加

既設地中杭の撤去：約150万円

報第9号 専決処分の報告について

水道料金の未収金について、権利を放棄した(令和3年3月31日専決処分)。

- (1) 放棄する金額 2,134,318円(100人)

※平成19年度～令和元年度の水道料金の未納分

- (2) 放棄の理由

(債務者1～88) 債務者が無資力、所在不明等のため、対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるため。

(債務者89～96) 債務者が死亡し、その債務に関する相続人がいないため。

(債務者97～100) 破産法第253条第1項の規定により債務者が対象の債権についてその責任を免れたため。

※ 督促状の発送、催告状の発送(年2回)、電話・訪問催告(随時)、収納人(委託契約による)による電話・訪問催告(随時)をする。3箇月以上滞納すると停水を実施(昨年度は5回)し、支払がない場合はメーターを撤去している。

未納者が市外に転出した場合は、督促・催告を実施するが、消息不明となり、連絡不能となるケースが多い。

報第10号 専決処分の報告について

令和2年12月2日午後6時30分頃、市内宝町9丁目地内において、市道522100線を西進中のオートバイが、道路舗装面と側溝の間に生じた段差により転倒し、同車両ブレーキレバー、マフラー、ブレーキペダル等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和3年3月5日、98,389円と定めた。

〔過失割合：市側50%、相手側50%〕

報第11号 専決処分の報告について

令和2年12月1日午前6時50分頃、市内笠原町字平園地内において、市道860700線を西進中の軽自動車^が、道路上に生じた穴にはまり、同車両前部バンパー及び車体底面を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和3年3月12日、51,507円と定めた。

〔過失割合：市側50%、相手側50%〕

報第12号 専決処分の報告について

令和3年2月12日午後4時30分頃、市営住宅南姫団地敷地内において、同団地の住人が、集水^{ます}桝上にずれて置かれた鉄板蓋を踏み込んだ際、同蓋が傾いたことにより、同住人を転倒させ、左下腿部^{たい}に挫傷等を負わせ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和3年3月24日、12,003円と定めた。

〔過失割合：市側50%、相手側50%〕

報第13号 専決処分の報告について

令和2年10月28日午前11時10分頃、多治見市三の倉センター駐車場において、本市職員（三の倉センター所属）の駐車させた公用車（収集車）が、駐車時にサイドブレーキを掛け忘れたため無人で移動し、作業中の委託業者職員に接触し、両側下腿^{たい}挫傷及び左腓骨^ひ骨折を負わせ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和3年4月16日、454,391円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

承第2号 専決処分の承認を求めるについて

多治見市税条例等の一部を改正するについて

1 改正趣旨

地方税法の一部改正（令和3年法律第7号。令和3年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行った（令和3年3月31日専決処分）。

2 主な改正内容

（1）多治見市税条例の一部改正（第1条）

ア 個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、これらの申告書の提出の際に經由すべき者が電磁的方法によるこれらの申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けられることができる措置を講じていること等一定の要件を満たす場合には、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする（第41条の3の2、第41条の3の3、第62条の7及び第62条の8関係）。

イ 軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しに伴い、所要の改正を行う（第91条の2及び附則第14条の2の2関係）。

- ウ 固定資産税の課税標準の特例（わがまち特例）について、次の改正を行う。
- (ア) 地方税法の一部改正に伴う項ずれについて、引用箇所を改める（附則第9条の2第3項～第15項関係）。
 - (イ) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する（附則第9条の2第16項関係）。
- エ 令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の負担についての調整措置を講ずる。その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずる（附則第10条、第11条、第11条の3及び12条関係）。
- オ 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、適用期限を9箇月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする（附則第14条の2関係）。
- カ 軽自動車税の種別割の税率の特例について、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長する（附則第15条関係）。
- キ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和17年度分の個人の市民税まで延長する（附則第24条関係）。
- (2) 多治見市税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第19号）の一部改正（第2条）地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う（第55条、第57条、第59条並びに附則第4条の2及び第4条の3関係）。

3 施行日

令和3年4月1日

承第3号 専決処分の承認を求めるについて

多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

地方税法の一部改正（令和3年法律第7号。令和3年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行った（令和3年3月31日専決処分）。

2 主な改正内容

- (1) 都市計画税の課税標準の特例の規定中、地方税法の一部改正に伴う項ずれについて改正（附則第2項、第3項及び第15項関係）。
- (2) 令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を講ずる。その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずる（附則第5項及び第7項～第11項関係）。

3 施行日

令和3年4月1日

承第4号 専決処分の承認を求めるについて

令和3年度多治見市一般会計補正予算（第2号）令和3年4月21日専決処分

令和3年度 会計別 補正予算表

(単位:千円)

議案番号	会計名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
承第4号	一般会計	補正第2号	41,845,860	110,848	41,956,708
予	算 総 括	計	75,442,814	110,848	75,553,662

令和3年度一般会計予算（補正第2号）の主要内容

承第4号

(単位:千円)

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
1	民生費	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	新型コロナウイルス感染症の影響に係る低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に伴う補助金の追加 ※ 児童一人につき5万円支給（対象児童見込数2,100人） ※ 受給対象者：児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯、住民税非課税の子育て世帯（ふたり親世帯） ※ 財源：国庫補助金	105,000				
2	民生費	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費	新型コロナウイルス感染症の影響に係る低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事務に伴う委託料等の追加	5,848				
合計（補正額総額）				110,848				

【参考】新型コロナウイルス感染症対応に係る予算措置の状況

(単位:千円)

会計	補正	補正額(総額)	うち新型コロナウイルス対策分(歳出補正額)	主な事業内容	新型コロナウイルス対策分の財源						
					国庫支出金	(うち 地方創生臨時交付金)	県支出金	寄付金/ふるさと応援募入金	財政調整基金	(うち可処分)	繰越金
当初	一般	—	88,343	感染症対策備品、消耗品購入 小中学校スクール・サポート・スタッフ配置 法人市民税予定申告納付に係る還付金	685		9,050		78,608		
当初同時補正	一般	1,057,860	1,057,860	新生児特別産額給付金事業 新型コロナウイルス感染症種別 タクシー運行事業者支援事業等	908,470	(350,436)			149,390		
4月21日専決	一般	110,848	110,848	子育て世帯生活支援特別給付金	110,848						
合計		1,168,708	1,257,051		1,020,003	(350,436)	9,050		227,998		

↓

本省繰越で令和3年度に繰り越された地方単独事業充当分(法定事業分)	4,976
国の第3次補正予算分・総額1.5兆円(多治見市の交付限度額:420,362千円)	345,460
合計(令和3年度歳入予算化分)	350,436

※

※ 420,362千円と345,460千円の差額74,902千円は、令和2年度補正第9号で計上済み

財政判断指数の見込み

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第2号)	6.9	74.5	11.4	90.5	△ 1,500,000
財政判断指数 (補正第1号)	6.9	74.5	11.4	90.5	△ 1,500,000
財政判断指数 (当初予算)	6.9	74.5	11.4	90.5	△ 1,350,000
財政判断指数(基準値)	10.0	75.0	5.0	91.0	—
財政判断指数(目標値)	8.0	72.0	9.0	88.0	—

議第50号 令和3年度多治見市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度 会計別 補正予算表

(単位:千円)

議案番号	会計名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
議第50号	一般会計	補正第3号	41,956,708	1,396	41,958,104
予算	総括	計	75,553,662	1,396	75,555,058

令和3年度一般会計予算（補正第3号）の主要内容

議第50号

（単位：千円）

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	総務費	旧勤労青少年ホーム施設関係費	旧勤労青少年ホームの建物明け渡しに係る訴えの提起に伴う委託料等の追加	1,396				1,396
合計（補正額総額）				1,396				1,396

令和3年度 一般会計税等内訳一覧表

(補正第3号)

(単位:千円)

内 容		金 額
1 市	税 法 人 市 民 税	
	軽自動車税(環境性能割)	
	入 湯 税	
2 地 方 譲 与 税	自 動 車 重 量 譲 与 税	
	地 方 揮 発 油 譲 与 税	
3 利 子 割 交 付 金		
4 配 当 割 交 付 金		
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		
6 法 人 事 業 税 交 付 金		
7 地 方 消 費 税 交 付 金		
8 ゴルフ場利用税交付金		
9 環 境 性 能 割 交 付 金		
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		
11 地 方 特 例 交 付 金		
12 地 方 交 付 税	普 通 交 付 税	
	特 別 交 付 税	
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		
20 繰 入 金	財 政 調 整 基 金 繰 入 金	
	(うち可処分)	
	(うち災害留保分)	
21 繰 越 金		1,396
22 諸 収 入	市 預 金 利 子	
23 市 債	臨 時 財 政 対 策 債	
そ の 他 一 般 財 源		
合 計		1,396

【参考】新型コロナウイルス感染症対応に係る予算措置の状況

(単位:千円)

	会計	補正	補正額(総額)	うち新型コロナウイルス対策分(歳出補正額)	主な事業内容	新型コロナウイルス対策分の財源						
						国庫支出金	(うち、地方創生臨時交付金)	県支出金	寄付金/ふるさと応援募入金	財政調整基金	(うち可処分)	繰越金
当初	一般	-	-	88,343	感染症対策備品、消耗品購入 小中学校スクール・サポート・スタッフ配置 法人市民税予定申告納付に係る還付金	685		9,050		78,608		
当初同時補正	一般	第1号	1,057,860	1,057,860	新生児特別産額給付金事業 新型コロナウイルス感染症 ワクチン・運行事業者支援事業等	908,470	(350,436)			149,390		
4月21日専決	一般	第2号	110,848	110,848	子育て世帯生活支援特別給付金	110,848						
5月補正	一般	第3号	1,396									
合計			1,170,104	1,257,051		1,020,003	(350,436)	9,050		227,998		

↓

本省繰越で令和3年度に繰り越された地方単独事業充当分(法定外事業分)	4,976
国の第3次補正予算分・総額1.5兆円(多治見市の交付限度額:420,362千円)	345,460
合計(令和3年度歳入予算化分)	350,436

※

※ 420,362千円と345,460千円の差額74,902千円は、令和2年度補正第9号で計上済み

財政判断指数の見込み

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第3号)	6.9	74.5	11.4	90.5	△ 1,500,000
財政判断指数 (補正第2号)	6.9	74.5	11.4	90.5	△ 1,500,000
財政判断指数 (補正第1号)	6.9	74.5	11.4	90.5	△ 1,500,000
財政判断指数 (当初予算)	6.9	74.5	11.4	90.5	△ 1,350,000
財政判断指数(基準値)	10.0	75.0	5.0	91.0	—
財政判断指数(目標値)	8.0	72.0	9.0	88.0	—

議第51号 訴えの提起について

- 1 概要 使用貸借契約の終了した普通財産である建物（所在地：多治見市弁天町4丁目2番地）について、建物の明渡し及び令和3年4月1日から明渡しまでの期間について1月につき101,627円（普通財産の貸付における基準による。）の損害金の支払を求めるため、訴訟を提起することとする。
- 2 当事者 原告 多治見市 代表者 多治見市長 古川 雅典
被告 特定非営利活動法人こけいざん森の家 代表者 理事 美和 勇夫
- 3 訴訟物の価額 6,097,680円

【詳細】

- 1 訴えの必要性
 - (1) 建物が老朽化しており、利用者の安全に心配がある（構造部材は耐震安全性が確保できていない）。
 - (2) 被告は、使用貸借契約の条件としていた耐震補強工事を実施していない。
 - (3) 使用貸借契約満了後の使用について協議を重ね、協力をしてきたが、被告に合意形成に向けた姿勢が見られない。
 - (4) 被告は、使用貸借契約締結時の合意事項（耐震補強工事の実施、令和3年度末での使用貸借の終了など）を順守しない、正当な根拠なく建物の占有を続けるなど信頼関係を壊している。
- 2 使用貸借契約について
 - (1) 1回目の使用貸借契約：平成25年4月1日から最長5年間（平成30年3月31日まで）
※5年間の意義：利用者の自主運営とするか、利用者が他の施設へ移動するかの検討期間。支援策として補助制度を創設（年間200万円程度）。
 - (2) 2回目の使用貸借契約：平成30年4月1日から最長3年間（平成33年3月31日まで） ※次回更新はしない。使用の継続を希望する場合は、施設を譲渡する。
条件：ア 市費の投入はしない。
イ 法人格の取得（平成30年6月22日、特定非営利活動法人を設立）
ウ 耐震補強工事の実施（平成28年耐震診断結果：Is値0.588）
- 3 使用貸借契約満了後の使用に関する協議、返還の請求
 - (1) 令和2年度中、約40回にわたり面談、電話及び文書で協議を実施。施設譲渡時に要する諸経費について、税制上の優遇措置などを情報提供。
 - (2) 「返還」又は「無償譲渡」のいずれを選択するかについて、書面により意思確認（令和2年9月、令和3年2月）。
無償での継続使用以外受け入れない旨の回答。
 - (3) 令和2年11月2日に請願書を提出。市長から「使用貸借契約の継続は極めて困難である」旨を回答。市議会議長宛てにも使用継続のお願いを提出。
 - (4) 事前に文書にて日時、場所を通知した上、令和3年4月1日正午に訪問し、建物の返還を求めたところ、被告代表である理事がこれを拒否した。